# こちら佐井駐在所

☎38-2218

**駐在日誌　～管内事件・事故発生状況～**

10月
【事　件】1件（無車検・無保険運行）
【事　故】なし

事件・事故には遭わないよう、
起こさないよう、みんなで
気をつけましょう。

## 「送り付け商法」に注意してください

みなさんは「送り付け商法」という詐欺をご存じですか？

**「身に覚えのない商品が送られてきて、高額の代金を請求される」**

というのが「送り付け商法詐欺」です。

身に覚えのない商品が届いたときは、

**①受け取らない　②払わない　③使わない**

で詐欺被害の防止をお願いします。

①受け取らない

- 注文をしていない商品が一方的に送られてきた場合、売買契約は成立しません。
- 注文したかどうか自信がない場合は、宅配物をいったん預かってもらう「受取保留」を利用してください。
- 一度受取りのサインをしてしまうと「受取保留」はできなくなるので注意が必要です。
- 受取ったあとで注文していない商品だとわかった場合、売買契約は成立していないため、商品の中に請求書が入っていたとしても支払う必要はありません。
- 送り主の連絡先や電話番号をメモしておき、警察や消費生活センターに相談してください。

②払わない

- 宅配物を受取らないと同時に、お金を支払わないことも大事です。
- 業者から支払いの請求をされた場合でも、はっきりと支払わないことを意思表示してください。

③使わない

- 勝手に送られてきた商品は、送られてきてから14日間のうちに商品を使用したり開封しなかった場合、返送義務がなくなります。
- 商品を開封して使用してしまうと、商品の購入意思があったものとみなされ、支払い義務が発生することがあります。
- 不審な商品を受取ったときは、商品を開けたり使用したりせず、最低でも14日間は手をつけないようにしてください。

**駐在メモ**

みなさん、車検の有効期限は切れていませんか？　いま一度、自分の車やバイクの車検を確認してみてください。

車検がない場合、自賠責保険にも加入していない可能性があります。

保険に加入していない状態の車両を運転して交通事故を起こしてしまうと、人や物に対する保障や負担が大きくなります。

相手への保障はもちろんですが、自分のためにも車検を取って保険にも加入するようにしてください。

# 雲丹（うんたん）の活動日記

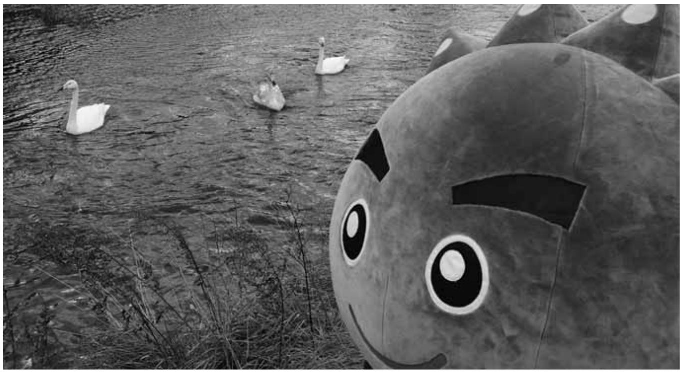

初雪も降り、季節がだんだんと冬に移り変わってきた11月のある日、雲丹（うんたん）は村内をお散歩していました。
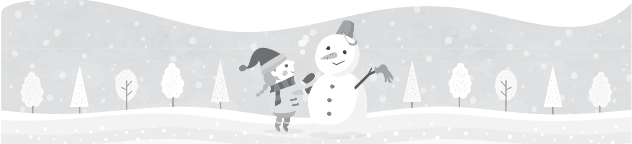
ふと川に目をやると、今年も白鳥が佐井村に遊びに来ていたので、佐井村をＰＲするゆるキャラとして、白鳥にごあいさつする雲丹（うんたん）なのでした。